B・シュクレドフ著 岡 稔・西村可明訳

『社会主義的所有の基本 問題 ---- 経済と法 -----』

お茶の水書房 1973年 290ページ

I

本書の原題は『経済と法』となっており、「生産関係をその法律的表現形態と関連させて研究するさいの諸原則について」というサブタイトルがついている。出版は1967年で、たしか私はそれを68年のはじめに手にしたと記憶するが、新たな理論的思考を誘発するポレーミッシュな性格をもっていて、たいへん興味深く通読した。

シュクレドフ(ここでは訳者のよみ方にしたがっておく)の問題提起は、つぎの意味で現代ソ連の理論経済学の新しい流れを代表するものといえよう。第1に、それは、「経済改革」に表現されているソ連経済の構造転換の理論的表現である。第2に上述の構造転換とも関連するが、「社会の科学的管理」というスローガンのもとに60年代に社会科学諸領域ではなばなしく展開されてきた新たな方法的模索を(その諸傾向のうちの一つを)それは表現している。第3に、それは、60年代にあらためて検討の対象となってきた社会主義的所有論、とりわけ国家的所有論の問題状況、その中の一傾向を代表している。これらの意味で、本書は、小冊子ながら、60年代ソ連社会科学の時代的性格を担う労作群の一環をなすものといってよい、と思われる。

本書は、(1)経済活動と法、(2)社会主義的生産過程における意志的関係の特殊性、(3)社会主義的所有の国家的形態と個人的形態、(4)所有と経済学の範疇体系、の四つの章からなっているが、中心的主題は、第1に、所有を経済学の協和的ないし基礎的範疇とみなす社会主義経済学の伝統的見解にたいする批判であり、第2には、社会主義のもとでの生産力と生産関係の発展の客観的法則性を所有や計画の法律的諸形態、あるいは「経済以前の事実」や「経済外的強制の方法」からいわば純化して分析する視角の徹底化である。この課題は、著者においては、「社会的生産の管理における主意主義の完全な克服」(3~4ページ)という実践的モティーフに支えられている。

このように、本書は、経済学の方法論にかんする論争的問題提起の書であり、したがって法律学を専攻する評者としては、これをそのようなものとして正面からとりあつかうことはむずかしい。ただ、原題が端的に示しているように、本書における著者の問題意識が経済的関係とその法律的形態との関連(ここでは峻別にむしろ重点があるが)に集中しているかぎりで、評者としても切実な関心をもたざるをえない。以下、主としてこの観点から著者の提起している主要な問題のいくつかにふれてみたい。

П

「経済と法」を標題とするにふさわしく、著者は本書 全体をつうじて一貫してこの問題を追及しているが、と くに第一章では、一般理論的に経済と法の相互関係をあ つかっている。著者には、本書以前に「経済学的研究と 法的諸関係の研究との関連」(『社会科学の方法論的諸問 題』、1966年)という論文があり、『資本論』を手がかり とした興味深い考察が展開されている。この問題は、法 **律学**, とくにマルクス主義法理論の根本問題であるだけ に、法律学にはそれへのアプローチの方法についてかな り豊富な蓄積がある。この蓄積にてらしてシュクレドフ の論述をながめたばあい、多くの不足が目立ってくるの は当然である。ここでそのことについて論じるのは適当 でないであろう。むしろここでは、経済学方法論の追求 の中で、その視角からこの問題についてどのような新し い積極的なものが提示されてきているか、をみることが 必要である。

この観点でみたばあい、まず注目されるのは、客観的経済関係(つまり、物質的生産関係)とその「意志的発現形態」との区別という問題である(5ページ以下)。経済と法との関連を問題にするばあい、それらを切りはなさないためにも、また混同しないためにも、経済学の側からいえば、理論的抽象としての物質的生産関係を現実的・具体的な経済的関係へ、すなわち、諸人格の意志行為により形成される意志的関係によって媒介されている(これを捨象しない)経済的関係へと具体化するコースが、また法律学の側からは法律的規範を現実的社会関係の特殊形態としての法的関係にまで具体化するコースが必要であり、その接点において、経済的関係とその法的媒介形態との連関を解明しておくことが必要であるが、本書における「生産関係の意志的発現形態」の分析はこの点で重要な示唆をあたえている。たしかに、この問題

は、著者の指摘するように、主として法律学においてとりあげられてきたものともいえるが、しかし、経済的関係に即した分析という点では法律学においても十分に展開されていたわけではない。評者は法と経済の相互関係にかんする認識論上の諸問題にこの2、3年かなり集中してとりくんできたが、この点で本書に示唆をうけるところが少なくなかった。

「生産関係の意志的発現形態」を問題にする著者の狙 いは、主として、「所有」を「意志的社会関係」として ・考察する点にある(21ページ以下)。 著者は,所有の経済 的内容たる客観的生産関係の総体(40ページ)と客観的 生産関係の発現形態たる「事実上の所有関係」つまり意 志関係としての事実上の占有・利用・処分諸関係の総体 (27ページ)とを区別し、そのうえでさらに、この「事 実上の所有関係」とそれが法的規制をうけることにより 形成される「法律的形態としての所有」ないし「所有の 法律的形態」とを区別する(48ページ)。しかし、事実上の 所有関係は通常法的関係によって媒介されているので, 著者はしばしば「所有=法的形態」という論理の省略法 を用いている。こうした前提にたって、シュクレドフは 所有を独立の経済学的カテゴリーとみることを否定し, 意志的関係の形態としてのみ客観的生産関係の総体(こ れが所有の経済学的内容である)から区別される所有範 疇をみとめうるとする。

このような「経済と法」にかんする考察は、つぎの主 張の理論的前提となる。「特殊な社会関係としての所有 は法律学の対象である。……ところが、社会主義経済学 の歴史においては、本質において法律的に理解された所 有が、社会主義的生産の出発点的ないし基礎的な経済学 的範疇の地位をかなり長期にわたって、占めてきた。そ のため所有の意志的関係が客観的生産関係を規定する要 因に転化された。」(197~198ページ)「生産関係の法的 表現形態が経済学の範疇体系の出発点になることはでき ない」(20ページ)。「所有を経済学的に規定することは、 生産関係の総体を反映している経済学の全範疇体系を通 じてのみ可能」である(198ページ)。そして著者は、こ の主張を、『資本論』における所有の研究方法の考察によ って基礎づけ(第四章第二節)、また、所有を基礎的生産 関係と規定してこれを社会主義社会の経済的運動法則の 分析の端初にすえるクロンロード説 (クロンロード 『社 会主義経済学の法則』, 1966年)の批判をつうじて論証し ようとつとめる。

所有を法的カテゴリーとみる考え方は決して新しいも

のではない。むしろ伝統的なものとさえいってよい。し たがって、著者が「事実としての所有関係」あるいは生 産関係の「意志的発現形態」としての所有という問題を 提起しながら、しばしば「所有=法的形態」論に傾斜し ているのは評者としては不満である。同様に、所有の経 済的内容を生産諸関係の総体と同一視する考え方も一面 的にすぎると思われる。占有・利用・処分の関係という その「発現形態」と生産諸関係の総体との関連も論理的 に説きあかされていない。そういう点で所有論としては 問題はのこるけれども、従来のソ連の経済学の解説書に しばしばみられた生産関係のいわば制度論的説明を批判 し、経済学の全範疇体系をもって所有関係の内容規定を おこなおうとする方向,『資本論』の方法にたちかえって 社会主義経済学の体系構築を目ざす方向は積極的に評価 できる。社会主義経済の分析において経済的関係と法的 形態、経済外的強制の形態あるいは経済以前の事実との 混同を排すべしとの主張は、ソビエト経済学の歴史上特 殊の意味をもつと思われるが(資本主義経済の分析との 方法上の相違を強調してきた系譜との関係で)無自覚的 混同が否定さるべきことは当然である。

Ш

以上は、社会主義的所有論、とくに国家的所有論の前提となるが、それにとりかかる前に著者は、社会主義社会における生産関係の性格について「客観的生産関係の二重性」(第二章第一節)という問題を提起している。つまり、社会主義経済は「直接的に社会的な関係」と商品関係とが複雑に絡みあったものであって、「その本質上商品的でもあり非商品的でもある」というのである(85ページ)。社会主義的生産の「商品的性格」の問題は、本書のでたのち、「市場的社会主義」論批判とも関連して議論になっている。

著者の「二重性」論の位置、また商品生産存続の「根源」について著者がとっている「生産力」説的立場(生産力ないし生産の社会化水準に制約される生産単位の「経済的個別化性」――訳書では「経済的分離性」――に根源をみる立場)の位置については「訳者あとがき」を参照していただきたい。ここで留意したいのは、上述の二重性が生産関係の意志的発現形態の二重性(86ページ)、国民経済の計画的管理の二重的形態(108ページ以下)の基礎としてとらえられている点である。すなわち、「直接的に社会的な関係」は、意志的発現形態としては、単一の管理センターによる全生産単位の計画的制御、全企

業の意志の「統一」に、そして計画的管理の「直接的な規制」形態に表現され、商品関係は、個別企業の「自立性」とその経済活動の「自由」に、そして計画的管理の「商品的形態をとる規制」に表現される、というわけである。ここで、生産関係における商品性と直接的に社会的な性格との客観的矛盾、その意志的発現形態における個別企業の特殊意志と全社会的な普遍的意志との、また管理における自立性と従属性との矛盾について自覚的である必要が強調されているのは、重要である。

ところで、著者によれば、直接的に社会的な管理と商 品形態を用いる管理という計画的管理の2形態は、再生 産過程に内在する諸関係の意志的表現形態(112ページ) であって、経済管理の法的形態とは区別されなければな らない。ところが、社会主義のもとでは「物質的利害の 本質的差異が 存在 するため」(110ページ),計画的管理 が国家的形態をとらざるをえないことから(この理由の 解明はごく抽象的な表現ですまされている), 法を媒介と して実施される特殊に国家的な管理の方法・形態と,本 質上国家に固有でない計画的管理の機能・方法とが、い いかえれば、管理の「計画的形態」と「法的形態」とが 外見的に一体化していて判別しがたくみえる。ここから 計画と法律との同一視、計画および計画課題についての 「法律学的把握」(117ページ――訳書では「法律解釈論」) が生じることになる。著者は、この両者の相違を明らか にし、両者のあいだに一定の矛盾の存することを指摘す るとともに、これらの区別と関連を明らかにすることが 計画化における主意主義の克服にとって重要であること る示唆している。

この問題は、所有について経済的内容と法的形態との 区別を強調する視点と連なっており、計画化をその「法 律学的把握」から解放して経済学的に規定しようとする 方法的意図を示すものであるが、逆に、このことによっ て計画化の法的形態の特殊の意義もより明らかになると いう意味で、法律学にとってもきわめて示唆的である。 ソ連の法律学においては、「計画は法律である」という テーゼが十分な吟味を加えられることなく維持されてい る。たしかに、社会主義法学にとって法的範疇としての 「計画」の理論的分析はきわめて重要であるが、それは 著者の指摘するように、計画的管理の経済学的規定を前 提としてのみ可能であろう。

VI

さて,本書は,以上の諸問題の考察を前堤として,社

会主義的所有,とくにその国家的形態の分析をおこなっている。著者はここで国家的所有の法律的形態の特殊性という問題にかなりのウエイトをおいている(第三章第一節)。これも、ソ連の法律学において長い研究史をもつ問題で、この観点からみて分析手続きの不足を指摘することは容易であるが、ここでは著者の主張のもつ意味について簡単にふれておきたい。

シュクレドフは、さきにみた客観的生産関係の二重性とこれを表現する意志的関係の二重性を基礎として、一方では「所有客体としての生産手段と生産物は単一の管理意志の対象的発現領域とならなければならない」が、同時に他方では「生産手段と生産物が個別的生産単位、企業、企業連合などの所有の客体でなければならない」(144~145ページ)とし、国家的所有形態における所有権主体の単一性(国家に代表される全人民集団を主体とする)のテーゼを否定して、国家の所有権と個別企業の所有権との重層的構造をもって国家的所有の法律的形態の特殊性とする。この観点から、著者は、個別的企業に所有権をみとめない支配的見解の代表としてヴェネディクトフ説(ヴェネディクトフ『国家的社会主義的所有』、1948年)を批判している(147ページ以下)。

個別企業にその管理下にある生産手段・生産物にたい する所有権をみとめようとする見解は、本書で批判の対 象となっているヴェネディクトフ自身の旧説をふくめて 1930年代の中頃まで有力な見解であった。それは、商品 関係ないし「経済計算制」関係によって媒介される国家 的所有の独特の法的構造を示すものと説明された。その 後、この見解は否定され、上述の独特の法的構造を解明 するために企業の財産上の諸権利と国家の所有権との複 雑な関係を分析するさまざまの試みがなされたが(ヴェ ネディクトフによる企業の財産権=「業務管理権」説は そのうちの最も影響力の強いもの),1960年代に進行した 「経済改革」の諸条件のもとで、ソ連、東欧諸国にあら ためて二重構造論(企業にも所有権をみとめる立場)が 登場してきた。シュクレドフの主張はその一つである。 このばあい、個別企業の自立性の拡大、その特殊利害の 重視が前提となっていることはいうまでもない。つまり それらの主張は、客観的には、「市場」的契機の拡大と いう新しい条件を反映している。著者によれば、ヴェネ ディクトフらの支配的見解の「誤り」の客観的基礎は, それが30年代以降の強度の中央集権制的管理システムを 反映している点にあるということになるが、著者の見解 自体が「経済改革」の諸条件の反映であることもたしか である。もとより,自己の理論の正当性を主張するにあたって,ヴェネディクトフもシュクレドフも,所有・所有権概念そのものの再検討,その新たな組立てを基礎においている。前者のばあいには国家にも企業にも所有権があるという見解の根本的批判のために,そして後者のばあいにはその復興のために。しかも,興味深いことは,前者が,かの集中的・行政的管理体制のもとで,しかしなおそこでの商品=貨幣関係の存続を前提とするがゆえに,所有権概念のいわば歴史貫通的側面(商品経済に対応する)をみとめるのにたいして,後者が,今日の商品関係の「発展」の諸条件のもとで,かえって「商品経済的」所有権既念を否定し,むしろ「直接的に社会的な関係」を前におしだしながら新たな所有権概念を構成し,これによって企業の自立性拡大に対応しようとしている点である。

評者は、国家的所有の法律的形態の特殊性にかんする 著者の結論には同意しかねる。たしかに、著者のいうよ うに、国家的所有をたんに「抽象的全体」としてとらえ るにとどまらず「多様なものの統一」として、「具体的 な全体」としてとらえること(142ページ)の重要さは、 いくら強調してもしすぎることはない。この点ではまっ たく著者に賛成である。ただ、著者の結論は必ずしもそ うなっていない。とくに、そこでは「経済計算制」的な 企業の自立性の視点は強いが、所有と労働との関係、所 有の国家的形態を表現する企業の管理装置の権限と労働 者階級の階級的全体とその部分との相互関係を分析する 視点も不明瞭である。

本書においてより積極的意味をもっているのは、国家的所有の法律的形態と経済的内容との相互関係にかんするつぎの指摘である。著者によれば、法律的形態としての国家的所有の創出、すなわち国有化(「法律的社会化」)の「条件」をつくるものではあるが、それ自体としては「経済以前の事実」(177ページ――訳書の「要因」は「事実」の誤植)にすぎない。つまり、新しい客観的生産関係の発展の決定的要因である生産力は国有化によってもなんら変わるところはない。また、国家的所有は、経済管理の計画性の「形式的可能性」はつくりだすが、それの「現実的可能性」への転化は生産力と生産関係の発展の一定の段階においてのみおこなわれる(93ページ以下)。したがって、生産過程の社会化の水準がいまだ低い条件のもとで生産手段・生産物の高度の法律的社会化がおこなわれ

るばあいには,さまざまの矛盾・困難が生じ,企業の法 律的独立性のきびしい制約という「外面的」,「形式的」 な矛盾の解決形態がとられる。生産過程の社会化水準の 低さに規定される「生産関係の商品的性格」は,「経済 外的強制」の方法によっては形式的に克服されるにすぎ ず、生産力の発展によってしかその現実的克服は不可能 である(182ページ以下)。そして、著者によれば、生産 力の高い発展水準に達した現段階において、「経済改革」 による企業の法律的独立性の拡大がはかられることによ り,「過去に形成された矛盾」を克服する条件がつくり だされつつあるという(185~186ページ)。「直接的に社 会的な関係」の拡大と企業の独立性の拡大とが調和して いるという現状認識には,「経済改革」への認識主体の 密着からくる論理の甘さをみざるをえないし、また、総 じて「生産力視点」ともいうべきものが優位している点 も気になるが,ここには,社会主義的所有の歴史的発展 (端初的成立と範疇的成熟)という問題を考えるための 興味深い提言を読みとることができよう。

最後に,全体を通ずる印象として一言つけ加えておき たいのは、社会主義経済学の方法を論じるさいに論者が 認識対象たる「社会主義社会」をどのように歴史的に位 置づけているのか、どのように歴史的に規定された構造 としてそれをみているのか、という点が本書では鮮明で はないということである。というよりも,歴史的構造の 問題は生産の社会化の水準の問題におきかえられている とさえいえる。本書がコルホーズ的=協同組合的所有を 完全に捨象しているのは(逆に、個人的所有の問題につ いては興味ある 分析 をおこなっている),このことと無 縁ではないように思われる。そして,そこにはまた,社 会主義社会の独自の発展法則のとらえ方の問題やこれに 照応する社会主義経済学のあり方の問題が伏在している であろう。このことをふくめて,本書は一方では快い共 感をよびおこしながら,他方では反論への志向をたえず 誘発するユニークな刺激的論文である。

(東京大学社会科学研究所教授 藤田 勇)